

厚生労働省における業務改革の状況

2020年7月

大臣官房業務改革推進室

1. 業務改革の推進体制 ⇒別紙

(1) 省全体の推進体制

○ 2020年1月、大臣官房に総括審議官を室長とする「業務改革推進室」を設置。

4月に新たに専任職員8名を配置し（民間出身の任期付き採用職員3名含む）、体制を拡充。

(2) 各部局の体制

○ 2020年1月、各部局において、総務課長をチーム長とし、固有業務に精通した業務改革マインドのある者（課長補佐・係長級）をメンバーとする「業務改革推進チーム」を選定・設置。

2. これまでの取組の流れ・今後の取組方針

(1) 見直し対象とする業務プロセス候補の抽出

厚生労働省が増加し続ける行政需要に対応していくため、職員が真に人が行うにふさわしい業務に集中し、「国民生活への成果」を維持しつつ、「労働時間」を最小化していくことを目指し、2020年1月の「業務改善推進月間」において、全部局において、今後、見直し対象とする業務プロセスをリストアップ。

大臣官房各課室は、「業務の振り元」として「業務の振り先」である原局各課室の業務量が削減されるよう、また、原局各課室は、自らの固有業務について業務量が削減されるよう、見直し対象をリストアップした結果、約600件の業務プロセスが提出。

(例)

- ・ より事務量の少ない方法への切り替え 約130件
 - ・ excel等のマクロ機能による自動化等 約90件
 - ・ 慣例的に行われてきた業務プロセスの廃止・簡素化 約80件
 - ・ 紙の処理をやめる（電子化）による削減 約80件
 - ・ RPAの活用による削減 約60件
- 等

また、各部局からも、大臣官房各課室等に対し、約 200 件の見直し提案が提出。

(例)

- ・ 人事・勤務管理関係 約 50 件
 - ・ 契約・調達・会計等関係 約 50 件
- 等

(2) 個々の業務プロセスの改革支援

2020 年 4 月以降、業務改革推進室の体制拡充に伴い、主に以下の方針で個々の業務プロセスの改革を進めている。

① 喫緊の業務改革支援要請に対する支援

新型コロナウイルス感染症対策等に関連する喫緊の業務改革支援要請に対し、個別支援を実施。

(例)

- ・ 雇用調整助成金の申請様式への自動計算機能の付与
 - ・ 各自治体からの PCR 検査結果報告の自動集計プログラムの提供
- 等

② 大臣官房各課室が所掌する業務プロセス改革支援

労働時間削減効果が高いと考えられる、大臣官房各課室が総括し、各部局で作業している業務プロセスについて、上記(1)①のリストアップ対象業務を基に、効果の高いものから順次、個別支援を実施。

(例)

- ・ 出退勤管理業務フローの見直し

現在、紙・押印等で処理している一部業務フローを電子化するとともに、形骸化している一部業務プロセスの廃止・代替措置を検討。

個々の職員の出退勤状況の報告から、それらを反映した給与支給、健康管理、人事上の配慮等に至る一連の業務フローについて、マクロを組んだエクセルを連結した共通的管理を行うことにより、人の目視・手入力等による労力や補正に要する手戻りを極力廃し、全工程に要する所要時間を削減する方向で検討中。

③ 各部署の固有業務の業務プロセス改革支援

この間、各部署においては、新型コロナウイルス感染症対策等に追われ、ほとんど業務改革に着手できないでいるが、7月中旬～9月中旬の「業務改革推進月間」において、改めて各部署の「業務改革推進チーム」を動かし、各部署の固有業務の業務プロセスの見直しを進める予定。

その際、特に、共通業務（省内に類似業務が複数あり、横展開による相乗効果が大きいもの。例として、補助金・助成金の執行業務、審議会・検討会運営業務等）については、業務改革推進室として重点的に支援。

※ 上記のほか、令和2年7月中旬～9月中旬の「業務改革推進月間」において、①業務効率化ツール(自動集約ツール等)等の提供、業務効率化手法(エクセル等)のオンラインレクチャー、②業務マネジメントのオンライン勉強会、③BPR(業務プロセス改革)の啓発、④緊急事態宣言期間中の業務遂行に関するアンケート調査・分析・改善方策検討、⑤WLB強化の啓発等を実施予定。

厚生労働省の業務改革推進体制について

厚生労働省改革実行チーム

常に改革を断行するための恒常的な組織の設置

(「改革具体化TF」が改革の具体案を検討。実行チームを通じて各部局と調整)

チーム長： 事務次官 副チーム長： 厚生労働審議官、医務技監
 チーム員： 官房長、総括審議官、政策統括官（総合政策担当）、人事課長、官房参事官（人事担当）、
 官房総務課長、官房参事官（総括調整担当：2名）、会計課長、地方課長、厚生科学課長、
 官房参事官（情報化担当）、参事官（総合政策統括担当：2名）、**総括調整室員+若手チームメンバー**

<2020年1月より設置、4月より体制拡充（恒常）>

業務改革推進室

・各部局の本来業務のプロセス見直し・業務効率化について、各部局への支援・進捗管理等を行う

- ・室長：総括審議官 ・室長代理：副CIO
- ・副室長：人事課長・総務課長・総務課参事官・情報化担当参事官
- ・室員：人事課調査官(併任)、課長補佐・専門官7名・主査1名(専任)
 (※うち3名は民間出身のIT・プログラムに精通した任期付職員) 等
- ・アドバイザー：CIO補佐官

<2019年12月の改革工程表に基づく改革の推進>

改革具体化TF

・これまでの業務改革・人事制度改革等の提言も踏まえ、改革の具体策の検討、各実行チームとの調整を行う

- ・主査（官房参事官）（2名）
- ・担当（3名）
- ・民間からの出向者（3名）

若手チーム員を配置

業務見直しに向けた支援等

<原局グループ>

<官房グループ>

A局（原局） B局（原局）

統総

官房総務課

各部局ごとに**業務改革に熱意のある若手職員等をメンバーとする「業務改革推進チーム」を設置**（各部局の本来業務のプロセスの見直し・業務効率化を推進）

原局は自身の固有業務の効率化を図りつつ、官房部局に対し、業務効率化に必要な見直しを提案（依頼方法の見直し等）

官房部局は、自身の業務効率化に加え、原局の作業負担が軽減されるよう検討

工程表のフォローアップ

業務改革
実行チーム

人事制度改革
実行チーム

広報改革
実行チーム

職場改革
実行チーム

「業務改革実行チーム」の工程表の内容についても、業務改革推進室の支援を受けながら併せて実施

若手チーム

・業務改革・人事制度改革等を改革具体化TFの一員として検討・実現